

後期高齢者医療保険

入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の改定について

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

●食事療養標準負担額

令和 6 年 6 月 1 日から入院時の食事療養標準負担額（食費の自己負担額）が改定されます。

対象者の分類		食事療養標準負担額 (1食につき)	
		変更前	変更後
現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ・Ⅰ		460 円	<u>490 円</u>
区分Ⅱ、区分Ⅰのいずれにも該当しない指定難病患者		260 円	<u>280 円</u>
区分Ⅱ	過去 1 年間の入院が 90 日以内	210 円	<u>230 円</u>
	過去 1 年間の入院が 91 日以上	160 円	<u>180 円</u>
区分Ⅰ		100 円	<u>110 円</u>

●生活療養標準負担額

令和 6 年 6 月 1 日から療養病床に入院したときの、生活療養標準負担額（食費・居住費の自己負担額）が改定されます。

対象者の分類		医療の必要性の低い場合			医療の必要性の高い場合		
		食費 (1食につき)		居住費 (1日につき)	食費 (1食につき)		居住費 (1日につき)
		変更前	変更後		変更前	変更後	
現役並み所得Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、 一般Ⅱ・Ⅰ		460 円	<u>490 円</u> ※ 1	370 円	460 円	<u>490 円</u> ※ 1 ※ 2	370 円 ※ 4
区分Ⅱ		210 円	<u>230 円</u>		210 円	<u>230 円</u> ※ 3	
区分Ⅰ	老齢福祉年金 受給者以外	130 円	<u>140 円</u>		100 円	<u>110 円</u>	
	老齢福祉年金 受給者	100 円	<u>110 円</u>	0 円	100 円	<u>110 円</u>	0 円

※ 1 保険医療機関の施設基準などにより【変更前：420 円、**変更後：450 円**】となる場合があります。

※ 2 区分Ⅱ・Ⅰを除く指定難病患者は【変更前：260 円、**変更後：280 円**】となります。

※ 3 過去 1 年間の入院が 91 日以上の場合は 1 食につき【変更前：160 円、**変更後：180 円**】となります。

※ 4 指定難病患者は 0 円となります。

成年後見制度利用促進の中核機関を設置しました

問 福祉課 社会福祉係 ☎ 92-7964 基山町社会福祉協議会 ☎ 92-3311

成年後見制度を必要とする人を適切な支援に繋がられるよう、地域連携体制を構築していくための中核機関を、基山町社会福祉協議会に設置しました。制度普及のための広報や成年後見制度に関する相談及び利用支援などを行っていきます。制度利用をご検討の際には、お気軽にご相談ください。

成年後見制度とは

認知症や精神障がい、知的障がいなどによって、判断能力が十分でないためにお金の管理や生活に必要な手続きが難しい人に代わって、成年後見人などが支援する制度です。